

## 見積合わせのお知らせ

以下の見積合わせを予定していますので、お知らせします。

公示日	令和8年3月6日(金)
売払物件名	農学部附属演習林福岡演習林第16林班内生産針葉樹素材売払
数量	ヒノキ 528本、211.838m <sup>3</sup> 、スギ 35本、15.376m <sup>3</sup>
書類提出先 (本学の担当者)	〒811-2415 福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒394 国立大学法人九州大学 農学部附属演習林福岡演習林 技術班 村田 秀介
連絡先	(電話) 092-948-3103 (FAX) 092-948-3127 (Email) murata.shusuke.199@m.kyushu-u.ac.jp
提出書類	見積書
見積書の受領期限	令和8年3月12日(木) 17:00
搬出期限	令和8年4月24日(金)までとする
引渡場所	国立大学法人九州大学農学部附属演習林 福岡演習林第10林班内土場

\* 売払内容を記載した「売払要項」等を差し上げますので、直接受取りに来られるか、担当者までメールにて請求して下さい。

# 売 払 要 項

## 1. 売払物件名及び数量

農学部附属演習林福岡演習林第16林班内生産針葉樹素材売払  
ヒノキ 528本、211.838m<sup>3</sup>、スギ 35本、15.376m<sup>3</sup>  
(内訳は別紙1 物件明細表のとおり)

## 2. 搬出期限

代金納付後から令和8年4月24日(金)までとする。  
ただし、搬出期限までに搬出未了の物件については、買受者が放棄したものとみなし、九州大学において処分しても、買受者は異議の申し立てはできないものとする。

## 3. 引渡場所

国立大学法人九州大学農学部附属演習林福岡演習林第10林班内土場

## 4. 代金の支払い

買受者は、買受代金を九州大学の発行する請求書により、指定期日までに納付するものとし、納付手数料は買受者の負担とする。  
なお、一旦納付した代金は、事由のいかんを問わず還付の請求はできないものとする。  
納付期限までに買受代金を納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その代金に年3.0%の割合で計算した延滞金を九州大学に対し納付しなければならない。

## 5. 物件の引渡し

九州大学が発行する請求書に基づき、買受代金納付後、領収証書等を国立大学法人九州大学農学部附属演習林福岡演習林(以下「演習林」という。)の担当職員に提示すること。  
演習林職員が納付を確認後、物件を引渡すものとする。

## 6. 物件受領書の提出

買受者は、物件の引渡しを受けたときは、物件受領書を演習林の担当職員に提出するものとする。

## 7. 物件引渡し後の異議

物件の引渡し後において、物件に不足又は損傷があっても補償の請求はできないものとする。

## 8. 危険負担

物件の引渡しから搬出期限内に搬出未了の物件が九州大学の責めに帰さない事由で滅失した場合は、買受者の負担とする。

## 9. 転売の禁止

買受者は、九州大学構内において転売してはならないものとする。

## 10. 契約の解除

九州大学は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 買受者がこの契約に違反したとき。
- (2) 買受者がこの契約に関し談合等の不正行為をしたことにより、公正取引委員会の排除措置命令、若しくは課徴金納付命令が確定し、課徴金の納付を命じない旨の通知がなされ、又は刑罰が科されたとき。ただし、不公正な取引方法による不正行為で、かつ金銭的損害が生じない場合は除く。
- (3) 10. (1) 及び10. (2) のほか、九州大学が定めた役務請負契約基準第22又は第23に該当するとき。

## 11. 契約保証金、違約金

- (1) 契約保証金は免除する。ただし、買受者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を九州大学の指定する期間内に九州大学に支払わなければならない。
  - イ 上記10.の規定により、物件の引取前に、この契約が解除された場合
  - ロ 物件の引取前に、買受者がその債務の履行を拒否し、又は買受者の責めに帰すべき事由によって買受者の債務について履行不能となった場合
- (2) 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、11. (1)ロに該当する場合とみなす。
  - イ 買受者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - ロ 買受者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - ハ 買受者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

## 12. 談合等不正行為があった場合の賠償金等

- (1) 買受者は、上記10. (2)に該当するときは、九州大学が契約を解除するか否かにかかわらず、その損害に係る賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を九州大学の指定する期間内に九州大学に支払わなければならない。
- (2) 買受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額のほか、請負金額の100分の5に相当する額を賠償金として九州大学の指定する期間内に支払わなければならない。
  - イ 上記10. (2)に規定する確定した課徴金納付命令における課徴金について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条の3第2項又は第3項の適用があるとき。
  - ロ 上記10. (2)に規定する確定した課徴金納付命令若しくは排除措置命令又は科された刑罰において、買受者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
  - ハ 上記10. (2)に規定する課徴金の納付を命じない旨の通知に係る事件において、買受者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 買受者は、契約の履行を理由として12. (1)及び(2)の賠償金を免れることはできない。
- (4) 12. (1)及び(2)の規定は、九州大学に生じた実際の損害の額が賠償金の額を超過することが明らかになった場合において、九州大学がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- (5) 買受者は、上記10. (2)又は12. (2)イからハのいずれかに該当することとなった場合は、速やかに当該処分等に係る関係書類を九州大学に提出しなければならない。
- (6) 12. (1)から12. (5)の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

## 13. 損害賠償

- (1) 買受者は、物品の搬出等に際し、買受者の故意又は重大な過失、その他買受者の責めに帰すべき事由により九州大学に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし九州大学の了承を得て原状に回復したときには、この限りではない。
- (2) 13. (1)の場合において、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、九州大学及び第三者の了承を得て原状に回復したときには、この限りではない。
- (3) 13. (1)及び13. (2)のほか、九州大学は、買受者が九州大学が定めた役務請負契約基準第30第1項各号に該当する場合には、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (4) 請負要員の労働災害については、買受者が一切の責任を負うものとする。

## 14. 完了の通知

買受者は、物件の搬出が完了したら、直ちに搬出済届を演習林の担当職員に提出し、演習林職員の跡地検査に立会うものとする。

物件の搬出完了後、買受者は搬出場所の後片付、整理等を行うこと。

## 15. 秘密の保持

- (1) 買受者及び当該業務に従事している者又従事していた者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- (2) 買受者は、15. (1)の規定に違反して九州大学に損害を与えたときは、その損害を九州大学に賠償しなければならない。
- (3) 15. (1)及び15. (2)は、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

## 16. その他

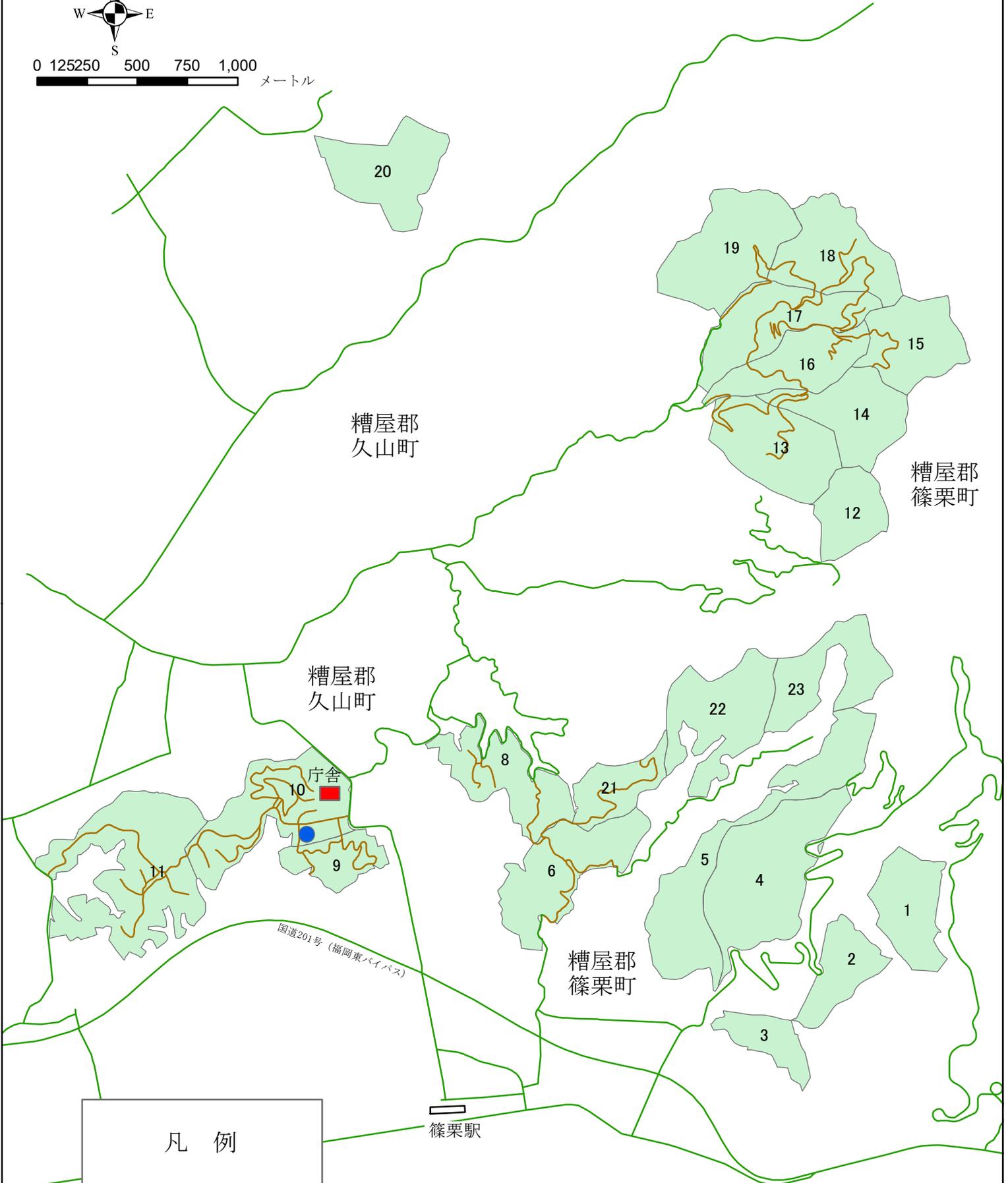
- (1) 買受に要する一切の費用は、すべて買受者の負担とする。
- (2) この契約を履行するに当たって生じた損害はすべて買受者の負担とする。ただし、天災その他不可抗力による場合及び九州大学の責めに帰する場合の損害については、この限りではない。
- (3) この契約について九州大学と買受者との間に紛争が生じたときは、双方の協議によりこれを解決するものとする。
- (4) この契約に関する訴えの管轄は、九州大学所在地を管轄区域とする福岡地方裁判所とする。
- (5) この契約についての必要な細目は、九州大学が定めた役務請負契約基準によるものとする。
- (6) この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は九州大学と買受者との間において協議して定めるものとする。

# 九州大学農学部附属演習林 福岡演習林

## 第10林班内物件所在位置図



0 125 250 500 750 1,000  
メートル



凡 例

● 土場位置(引渡場所)

## 物件明細表

検収年月日	桧NO	樹種	長級(m)	径級(cm)	材質	本数(本)	材積(m <sup>3</sup> )
令和8年2月25日							
	A	ヒノキ	4.00				
				36	特殊材	2	1.036
				38	特殊材	8	4.624
				40	特殊材	7	4.480
				42	特殊材	8	5.648
				44	特殊材	4	3.096
				46	特殊材	5	4.230
				48	特殊材	2	1.844
				50	特殊材	4	4.000
	小計					40	28.958
	B	ヒノキ	4.00				
				18	A材	1	0.130
				22	A材	4	0.776
				24	A材	4	0.920
				26	A材	9	2.430
				28	A材	12	3.768
				30	A材	21	7.560
				32	A材	27	11.070
				34	A材	26	12.012
				36	A材	26	13.468
				38	A材	22	12.716
				40	A材	21	13.440
				42	A材	6	4.236
				44	A材	9	6.966
				46	A材	5	4.230
				48	A材	1	0.922
				50	A材	1	1.000
	小計					195	95.644
	C	ヒノキ	4.00				

## 物件明細表

検収年月日	桧NO	樹種	長級(m)	径級(cm)	材質	本数(本)	材積(m <sup>3</sup> )
				13	B材	1	0.068
				14	B材	7	0.546
				16	B材	8	0.816
				18	B材	20	2.600
				20	B材	20	3.200
				22	B材	33	6.402
				24	B材	38	8.740
				26	B材	25	6.750
				28	B材	36	11.304
				30	B材	25	9.000
				32	B材	15	6.150
				34	B材	15	6.930
				36	B材	14	7.252
				38	B材	7	4.046
				40	B材	5	3.200
				42	B材	5	3.530
				46	B材	3	2.538
		小計				277	83.072
	D	スギ	4.00				
				13	込	2	0.136
				14	込	1	0.078
				16	込	3	0.306
				18	込	1	0.130
				20	込	4	0.640
				22	込	1	0.194
				24	込	3	0.690
				28	込	3	0.942
				32	込	2	0.820
				34	込	1	0.462
				36	込	1	0.518

## 物件明細表

検収年月日	桧NO	樹種	長級(m)	径級(cm)	材質	本数(本)	材積(m <sup>3</sup> )
				38	込	5	2.890
				40	込	2	1.280
				42	込	1	0.706
				46	込	2	1.692
				50	込	1	1.000
				56	込	1	1.254
				64	込	1	1.638
		小計				35	15.376
	E	ヒノキ	3.00				
				16	込	1	0.077
				22	込	1	0.145
				24	込	2	0.346
				28	込	2	0.470
				30	込	4	1.080
				32	込	3	0.921
				34	込	1	0.347
				36	込	2	0.778
		小計				16	4.164
		計				563	227.214
		合計				563	227.214

## 径級区分内訳表

樹種	長級(m)	径級区分(cm)	材質	本数(本)	材積(m <sup>3</sup> )
				P4	P4
スギ	4.00	12～13	込	2	0.136
スギ	4.00	14～16	込	4	0.384
スギ	4.00	18～22	込	6	0.964
スギ	4.00	24～28	込	6	1.632
スギ	4.00	30上	込	17	12.260
	<b>小計</b>			<b>35</b>	<b>15.376</b>
	<b>計</b>			<b>35</b>	<b>15.376</b>
ヒノキ	4.00	18～22	A材	5	0.906
ヒノキ	4.00	24～28	A材	25	7.118
ヒノキ	4.00	30上	A材	165	87.620
	<b>小計</b>			<b>195</b>	<b>95.644</b>
ヒノキ	4.00	12～13	B材	1	0.068
ヒノキ	4.00	14～16	B材	15	1.362
ヒノキ	4.00	18～22	B材	73	12.202
ヒノキ	4.00	24～28	B材	99	26.794
ヒノキ	4.00	30上	B材	89	42.646
	<b>小計</b>			<b>277</b>	<b>83.072</b>
ヒノキ	3.00	14～16	込	1	0.077
ヒノキ	3.00	18～22	込	1	0.145
ヒノキ	3.00	24～28	込	4	0.816
ヒノキ	3.00	30上	込	10	3.126
	<b>小計</b>			<b>16</b>	<b>4.164</b>
ヒノキ	4.00	30上	特殊	40	28.958
	<b>小計</b>			<b>40</b>	<b>28.958</b>
	<b>計</b>			<b>528</b>	<b>211.838</b>
	<b>合計</b>			<b>563</b>	<b>227.214</b>